# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年２月７日 |
| 【会社名】 | 東京特殊電線株式会社 |
| 【英訳名】 | TOTOKU ELECTRIC CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長　立川 直臣 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区新橋六丁目１番11号 |
| 【電話番号】 | 03（5860）2121 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長　古幡 篤司 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区新橋六丁目１番11号 |
| 【電話番号】 | 03（5860）2121 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長　古幡 篤司 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成24年２月７日開催の当社取締役会において、平成24年３月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）においてＡ種優先株式の発行に必要な定款変更議案、平成24年２月７日提出の有価証券届出書に係る第三者割当による普通株式の発行に係る議案、第三者割当によるＡ種優先株式の発行に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係る議案の全てが承認されることを条件として、第三者割当の方法によりＡ種優先株式を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第２号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

１．有価証券の種類及び銘柄

東京特殊電線株式会社Ａ種優先株式（以下「Ａ種優先株式」といいます。当該Ａ種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。）

２．発行数（募集株式数）

Ａ種優先株式1,850株

３．発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額）　１株につき1,000,000円
資本組入額　　１株につき500,000円

４．発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額　1,850,000,000円
資本組入額の総額　925,000,000円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、925,000,000円であります。

５．株式の内容

Ａ種優先株式の内容は、以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

① Ａ種優先期末配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いをするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。）（以下「Ａ種優先配当基準金額」という。）の配当をする。但し、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して下記③に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当するものとする（以下、当社が上記の規定に従い期末配当金としてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に支払う額を「Ａ種優先期末配当金」という。）。

なお、発行会社の平成24年３月31日に終了する事業年度に係るＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対する配当金の支払いは行わない。

② Ａ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円TIBOR（６ヶ月物）＋1.0%

なお、Ａ種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（６ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（６ヶ月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR６ヶ月物（360

日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（６ヶ月物）に代えて用いるものとする。

但し、日本円TIBOR（６ヶ月物）＋1.0%が10%を超える場合には、Ａ種優先配当年率は10%とする。

③ Ａ種優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

④ 非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当基準金額の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先期末配当金及びＡ種優先中間配当金の他は、剰余金を配当しない。

(2) 残余財産の分配

① Ａ種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を支払う。

② 非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

Ａ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

Ａ種優先株主は、平成27年４月１日以降平成37年３月30日（同日を含む。）までの間いつでも（但し、営業日（当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。）の営業日をいい、以下同様とする。）に限り、以下「Ａ種転換請求期間」という。）当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（かかる請求を、以下「転換請求」という。）、当社はＡ種優先株主が転換請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。

① Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求に係るＡ種優先株式の数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記②乃至④に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

② 当初取得価額

当初取得価額は、平成27年３月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下同様とする。）とし、平成27年３月31日に終値のない場合には、平成27年３月31日に先立つ直近の終値とする。

③ 取得価額の修正

取得価額は、平成27年９月30日以降、毎年３月末日及び９月末日（但し、同日が営業日でない場合には、その前営業日とし、以下「修正基準日」という。）に当該修正基準日における時価（以下に定義される。）の90%（円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する額に修正される（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額（但し、下記④に規定する事由が生じた場合、下記④に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額（但し、下記④に規定する事由が生じた場合、下記④に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目（以下本③において「時価算定期間の開始日」という。）に始まる連続する30取引日（以下本③において「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とし、時価算定期間のいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求がなされた日（同日を含む。）までの間に下記④に規定する事由が生じた場合、上記の終値は下記④に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

④ 取得価額等の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりその時点において適用される取得価額、下限取得価額及び上限取得価額（以下「取得価額等」という。）を調整する。但し、本④は、現にＡ種優先株式を発行している場合に限り適用される。

イ 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額等は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ロ 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額等を調整する。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ハ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本④において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額等調整式」という。）により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\left(\begin{array}{l}\text{発行済普通株式の数} \\ \text{－当社が保有する普通株式の数}\end{array}\right) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）＋新たに発行する普通株式の数}}$$

ニ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本ニにおいて同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ニにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「１株当たり払込金額」として係る価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

ホ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ホにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本ホによる取得価額等の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記イ及びロのいずれかに該当する場合には、当社はＡ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。

イ 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額等の調整を必要とするとき。

ロ 前記イのほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額等調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日目（以下本(d)において「時価算定期間の開始日」という。）に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とし、そのいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。

(e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取得価額等との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれを行わない。

⑤ 転換請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

⑥ 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記⑤に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ａ種転換請求期間中に(4)、(7)に定める取得請求権の行使又は(6)に定める取得条項の発動のなかったＡ種優先株式の全部（但し、当社によって保有されるものを除く。）を、Ａ種転換請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＡ種優先株式の数に、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ａ種転換請求期間の末日にＡ種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をＡ種優先株主に対して交付するものとする。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 当社は、平成28年４月１日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価取得日」という。）が到来することをもって、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者に対して金銭対価取得日の30営業日以上60営業日前に書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、取得の対象となるＡ種優先株式が金銭対価取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

この場合、当社は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をＡ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によ

る。

なお、金銭対価取得日の決定後も金銭対価取得日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

② 日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行（国際財務報告基準その他の公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを含み、以下総称して「会計基準等」という。）の適用（当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用を義務づけられたために当該会計基準等を適用する場合であるか、当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用が許容されたため当社が任意に当該会計基準等を適用した場合であるかを問わない。）により、当社が当社の連結財務諸表（連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項に定める財務諸表をいう。）における連結貸借対照表上、又は財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項に定める財務諸表をいう。）における貸借対照表上、Ａ種優先株式を純資産として計上することができなくなった場合にも、①と同様とする。

③ 強制償還価額

強制償還価額は、Ａ種優先株式１株につき、その払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.1を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用されるＡ種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する４月１日（当日を含む。）から当該金銭対価取得日（当日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。）を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、又は(1)③の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったＡ種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

① Ａ種優先株主は、平成28年４月１日以降いつでも、当社に対し、30営業日以上60営業日前に書面による通知（以下本(7)において「事前通知」という。）を行うことにより、事前通知内で取得日（営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。）を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来及び金銭対価取得請求（以下に定義する。）の対象となるＡ種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有するＡ種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる（かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。）。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

金銭対価取得請求があった場合、当社は、Ａ種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株主に対してＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用されるＡ種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する４月１日（当日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（当日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。）を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、又は(1)③の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったＡ種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係るＡ種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてＡ種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべきＡ種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

② 金銭対価取得請求受付場所

東京都港区新橋六丁目１番11号
東京特殊電線株式会社

③ 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求日に発生する。

(8) 金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位

(6)及び(7)に基づく取得の対象となるＡ種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ(6)及び(7)の規定に基づく取得の対象となるＡ種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となるＡ種優先株式のうち重複するＡ種優先株式については、(6)の定めにかかわらず(6)に基づく取得は行われず、(7)に基づく取得のみが行われるものとする。

(9) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

① 当社は、Ａ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

② 当社は、Ａ種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

**(10) 譲渡制限**

**譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。**

**6．発行方法**

**第三者割当の方法により、次に記載のとおり割り当てます（以下「本優先株式第三者割当」といいます。）。**

| 割当予定先 | 割当株数 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,000株 |
| 株式会社りそな銀行 | 850株 |

**7．引受人の氏名又は名称に準ずる事項**

**該当事項はありません。**

**8．募集を行う地域に準ずる事項**

**日本国内**

**9．当社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期**

**(1) 手取金の総額**

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---|---|---|
| 1,850,000,000 | 82,000,000 | 1,768,000,000 |

**（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。**

**2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用6,505,000円、みずほ証券株式会社へのアドバイザリー費用38,000,000円、株式会社経営共創基盤へのアドバイザリー費用12,000,000円、監査法人トーマツへのアドバイザリー費用12,000,000円、その他諸費用13,495,000円であります。**

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額1,768,000,000円は、下記のとおり充当する予定であります。

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|---|---|---|
| A種優先株式の割当予定先である株式会社みずほ銀行からの借入金956,000,000円及び株式会社りそな銀行からの借入金812,000,000円の返済に全額充当する予定であります。 | 1,768,000,000 | 平成24年３月28日 |

なお、本優先株式第三者割当と同日付をもって当社取締役会において普通株式の発行を決議しており（かかる普通株式の発行を以下「本普通株式第三者割当」といいます。）、それにより当社が取得する手取金は1,912,000,000円でありますが、金融機関からの借入金返済に1,500,000,000円を、電線事業、デバイス事業、情報機器事業の研究開発費に412,000,000円を充当する予定であります。支出予定時期につきましては、借入金返済については平成24年３月を、研究開発費への充当については平成24年度中を予定しております。なお、調達した資金につきましては、支出までの間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定であります。

10. 新規発行年月日（払込期日）

平成24年３月28日（予定）

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

12. 当該有価証券に係る金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限その他の制限

A種優先株式に係る金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限はありません。

A種優先株式は譲渡制限種類株式であり、譲渡をする場合には、当社取締役会の承認を要するものとされております。

13. 保有期間その他のA種優先株式に係る株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

当社と割当予定先との間において、A種優先株式の継続保有に関する取り決めはありませんが、A種優先株式は当社取締役会の承認がなければ譲渡できず、A種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権については、平成27年４月１日まで、金銭を対価とする取得請求権については平成28年４月１日まで行使することができません。

なお、A種優先株式の各割当予定先の保有方針については、下記14(1)記載の各割当予定先の「株券等の保有方針」をご参照下さい。

**14. 第三者割当の場合の特記事項**

**(1) 割当予定先（取得者）の状況**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 割当予定先の概要 | 名称 | | 株式会社みずほ銀行 | |
| | 本店の所在地 | | 東京都千代田区内幸町一丁目１番５号 | |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | | 有価証券報告書<br>（第９期<br>自 平成22年４月１日<br>至 平成23年３月31日） | 平成23年６月22日 |
| | | | 半期報告書<br>（第10期中<br>自 平成23年４月１日<br>至 平成23年９月30日） | 平成23年11月24日 |
| 当社と割当予定先の間の関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | なし | |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 2,014,826株 | |
| | 人事関係 | | 該当事項なし | |
| | 資金関係 | | 当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。 | |
| | 技術関係 | | 該当事項なし | |
| | 取引関係 | | 当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。 | |
| 割当予定先の選定理由 | | | 株式会社みずほ銀行は当社の主力銀行として、借入等の金融取引の中心的な役割を担っていただいており、当社の事業展開や資金需要についてもご理解いただいております。A種優先株式を引き受けていただき、主力銀行による支援体制の強化を図ることで、当社の財務の安定化につながり、ひいては企業価値の向上に資すると考えられるため、株式会社みずほ銀行をA種優先株式の割当先としたものです。 | |
| 割り当てようとする株式の数 | | | 1,000株 | |
| 株券等の保有方針 | | | 割当先はA種優先株式の取得後、当面の間、継続保有する方針であります。<br>また、割当先は一定期間経過後、市場環境や当社財務状況を適宜鑑みながら、当社普通株式を対価とする取得請求権を行使して当社普通株式を取得する可能性があります。またA種優先株式には取得条項が付されているところ、平成37年３月31日時点において残存するA種優先株式は、普通株式に転換されることとなります。当社普通株式を対価とする取得請求権の行使の結果又は取得条項の条件成就の結果として割当先が交付を受ける普通株式については、割当先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。 | |
| 払込みに要する資金等の状況 | | | 株式会社みずほ銀行については、同社が関東財務局長へ提出した直近の有価証券報告書及び半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、本優先株式第三者割当の払込みに要する財産について問題のないことを確認しております。 | |
| 割当予定先の実態 | | | 割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 割当予定先の概要 | 名称 | | 株式会社りそな銀行 | |
| | 本店の所在地 | | 大阪市中央区備後町二丁目２番１号 | |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | | 有価証券報告書<br>（第９期<br>自 平成22年４月１日<br>至 平成23年３月31日） | 平成23年６月28日 |
| | | | 半期報告書<br>（第10期中<br>自 平成23年４月１日<br>至 平成23年９月30日） | 平成23年11月29日 |
| 当社と割当予定先の間の関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | なし | |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 1,497,000株 | |
| | 人事関係 | | 該当事項なし | |
| | 資金関係 | | 当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。 | |
| | 技術関係 | | 該当事項なし | |
| | 取引関係 | | 当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。 | |
| 割当予定先の選定理由 | | | 株式会社りそな銀行は当社の主力銀行として、借入等の金融取引の中心的な役割を担っていただいており、当社の事業展開や資金需要についてもご理解いただいております。Ａ種優先株式を引き受けていただき、主力銀行による支援体制の強化を図ることで、当社の財務の安定化につながり、ひいては企業価値の向上に資すると考えられるため、株式会社りそな銀行をＡ種優先株式の割当先としたものです。 | |
| 割り当てようとする株式の数 | | | 850株 | |
| 株券等の保有方針 | | | 割当先はＡ種優先株式の取得後、当面の間、継続保有する方針であります。<br>また、割当先は一定期間経過後、市場環境や当社財務状況を適宜鑑みながら、当社普通株式を対価とする取得請求権を行使して当社普通株式を取得する可能性があります。またＡ種優先株式には取得条項が付されているところ、平成37年３月31日時点において残存するＡ種優先株式は、普通株式に転換されることとなります。当社普通株式を対価とする取得請求権の行使の結果又は取得条項の条件成就の結果として割当先が交付を受ける普通株式については、割当先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。 | |
| 払込みに要する資金等の状況 | | | 株式会社りそな銀行については、同社が関東財務局長へ提出した直近の有価証券報告書及び半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、本優先株式第三者割当の払込みに要する財産について問題のないことを確認しております。 | |
| 割当予定先の実態 | | | 割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。 | |

割当予定先（取得者）の状況の記載は、平成23年９月30日現在におけるものであります。

**(2) 株券等の譲渡制限**

**譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。**

**(3) 発行条件に関する事項**

**① 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方**

**当社は、A種優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対してA種優先株式の価値算定を依頼した上で、赤坂国際会計より、A種優先株式の評価報告書（以下「本優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。赤坂国際会計は、一定の前提（普通株式を対価とする取得請求権、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。**

**② 有利発行の該当性について**

**当社は、当社から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計による本優先株式評価報告書における評価結果も勘案し、今回採用した各種発行条件が合理的であると判断いたしました。**

**また、当社監査役小松邦雄も同様の見解を示しております。なお、監査役西原勇夫、穐田宏及び佐藤哲哉はいずれも普通株式又はA種優先株式の割当先に在籍し、若しくは在籍していたことがあるため、利益相反を回避するために判断を示しておりません。**

**(4) 大規模な第三者割当に関する事項**

**平成24年２月７日現在の当社の発行済株式の総数は44,278,359株であり、議決権の総数は43,989個（平成23年９月30日現在）であります。これに対し、A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得条項が付されているところ、取得価額及びその下限は平成27年３月31日時点で決定されるため、現時点での最大の希薄化率は確定されませんが、A種優先株式の当初取得価額をA種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年２月６日）における終値（103円）と仮定して、下限取得価額（当初取得価額の50%に相当する額）を計算すると、下限取得価額は51.5円となります。下限取得価額を51.5円とした場合には、当該発行新株の潜在議決権数を発行済株式に係る議決権数で除した議決権の希薄化率は約81.7%となります。したがって、かかる仮定にたつと、25%以上の割合で希釈化が生じることになります。**

**したがって、本優先株式第三者割当による新株式の発行は、大規模な第三者割当に該当するものであります。当該普通株式を割り当てられたものは、払込期日において当社の支配株主となります。**

**また、本優先株式第三者割当と同日付をもって発行を決議された普通株式に係る議決権数は23,809個であり、本優先株主第三者割当により発行するA種優先株式が上記下限取得価額51.5円で転換された場合に発行される当社普通株式に係る議決権数35,922個と合算した議決権数は59,730個となり、当社の議決権の総数に対する割合は135.8%となります。当該普通株式を割り当てられたものは、当社の支配株主となります。**

(5) 第三者割当後の大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（千株） | 総議決権数に対する所有議決権数の割合（%） | 割当後の所有株式数（千株） | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 古河電気工業株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目２番３号 | 14,662 | 33.33% | 14,662 | 18.35% |
| 株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 東京都千代田区内幸町一丁目１番５号（東京都中央区晴海一丁目８番12号） | 2,014 | 4.58% | 21,432 | 26.82% |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号 | 1,497 | 3.40% | 18,001 | 22.53% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号 | 1,351 | 3.07% | 1,351 | 1.69% |
| トウトク協力会社持株会 | 東京都港区新橋六丁目１番11号 | 1,023 | 2.33% | 1,023 | 1.28% |
| 高橋 祐子 | 神奈川県横浜市戸塚区 | 940 | 2.14% | 940 | 1.18% |
| 住友生命保険相互会社（常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） | 東京都中央区築地七丁目18番24号（東京都中央区晴海一丁目８番11号） | 554 | 1.26% | 554 | 0.69% |
| 朝日生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 東京都千代田区大手町二丁目６番１号（東京都中央区晴海一丁目８番12号） | 472 | 1.07% | 472 | 0.59% |
| 森川 憲三 | 東京都中野区 | 410 | 0.93% | 410 | 0.51% |
| 東特塗料株式会社 | 東京都墨田区亀沢四丁目５番６号 | 368 | 0.84% | 368 | 0.46% |

（注）１ 上記所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成23年９月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

２ A種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得条項が付されていますが、取得価額及びその下限は平成27年３月31日時点で決定されるため、その全額が転換された場合の大株主の状況は現時点では確定されません。上記割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年９月30日現在の株主名簿記載の各株主の所有株式数に、本優先株式第三者割当により発行されるA種優先株式1,850株が、下限取得価額を51.5円と仮定して、当該下限取得価額により全てのA種優先株式の取得請求権が行使された場合に発行される当社普通株式35,922,329株を加算して記載しております。

３　Ａ種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得条項が付されていますが、取得価額及びその下限は平成27年３月31日時点で決定されるため、その全額が転換された場合の大株主の状況は現時点では確定されません。Ａ種優先株式の当初取得価額をＡ種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年２月６日）における終値（103円）と仮定して、下限取得価額（当初取得価額の50%に相当する額）を計算すると、下限取得価額は51.5円となります。下限取得価額を51.5円とした場合に発行される当社普通株式35,922,329株と、本普通株式第三者割当と同日付をもって発行を決議された普通株式23,809,524株を合算した場合の大株主の状況は以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（千株） | 総議決権数に対する所有議決権数の割合（%） | 割当後の所有株式数（千株） | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 古河電気工業株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目２番３号 | 14,662 | 33.33% | 38,472 | 37.09% |
| 株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 東京都千代田区内幸町一丁目１番５号（東京都中央区晴海一丁目８番12号） | 2,014 | 4.58% | 21,432 | 20.66% |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号 | 1,497 | 3.40% | 18,001 | 17.36% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号 | 1,351 | 3.07% | 1,351 | 1.30% |
| トウトク協力会社持株会 | 東京都港区新橋六丁目１番11号 | 1,023 | 2.33% | 1,023 | 0.99% |
| 高橋 祐子 | 神奈川県横浜市戸塚区 | 940 | 2.14% | 940 | 0.91% |
| 住友生命保険相互会社（常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） | 東京都中央区築地七丁目18番24号（東京都中央区晴海一丁目８番11号） | 554 | 1.26% | 554 | 0.53% |
| 朝日生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） | 東京都千代田区大手町二丁目６番１号（東京都中央区晴海一丁目８番12号） | 472 | 1.07% | 472 | 0.46% |
| 森川 憲三 | 東京都中野区 | 410 | 0.93% | 410 | 0.40% |
| 東特塗料株式会社 | 東京都墨田区亀沢四丁目５番６号 | 368 | 0.84% | 368 | 0.35% |

(6) 大規模な第三者割当の必要性

① 第三者割当を行うとした理由

当社グループは平成20年３月期に８億６千７百万円の連結純損失を計上して以降、平成21年３月期のリーマンショックをきっかけとした世界的な信用収縮・金融不安による企業業績悪化も影響して、前事業年度までの４事業年度累計で71億５千２百万円の連結純損失を計上しました。この間、財務体質改善のため東京都新宿区にある本社ビルを売却して有利子負債の圧縮を行いました。また、収益改善を図るための抜本的な改善策として、創業以来の基幹事業のひとつであった巻線事業を、古河電気工業株式会社の100%子会社である古河マグネットワイヤ株式会社に対して事業譲渡し、また、早期退職優遇制による退職者募集を行うと共に、役員報酬のカット、従業員給与、賞与のカット、本社移転による賃料削減も含めた大幅な経費削減策を断行しましたが、早期退職による退職特別加算金等の発生や事業構造改革費用の計上により損失額が膨らみました。さらに、円高に対しては海外拠点への生産移管を行い、また製品価格の低価格化に対しては設備投資によるコストダウンを図る等の対応をとりましたが、連結純資産額は平成20年３月期の114億３千４百万円から平成23年３月期には34億３千１百万円と大きく減少しました。

当社といたしましては、当事業年度において収益の改善を必達するべく、役員報酬、従業員給与、賞与のカットを継続しつつ、不採算事業・製品からの撤退により注力事業への経営資源の集中を図り、間接部門から直接部門への異動による間接費削減に取り組んできました。しかしながら、昨年３月11日に発生した東日本大震災によるサプライチェーン混乱の影響や、欧州における財政危機などにより景気が低調に推移する中で、売上高は伸び悩み、１ドル70円台となった円高

による収益圧迫に加え、設備投資によるコストダウン効果により業績好転の兆しがあったタイの子会社が洪水被害を被ったことも影響して、平成24年３月期においても厳しい業績動向が予想されます。また、財務面におきましては、平成23年９月期末で金融機関から総額118億２千９百万円の有利子負債があります。このような状況において、当会社はさらなる事業構造改革を行い、基盤事業・注力事業では原価低減の一層の徹底と売上拡大を図り、また経費削減を継続して事業収益を回復させるとともに、資本増強を行う事により早急に自己資本を充実し、金融機関からの借入れと自己資本の調達のバランスをとることが必要不可欠と判断しました。当社の取締役会としては、資金調達の方法として、一般の投資家を対象とする公募増資やライツ・イシュー等も検討しましたが、当社の現在の業績動向を考慮しますと、一般の投資家に極めて高いリスクテイクを依頼することとなり、適合性の原則の観点から望ましいものではないと判断し、当社の事業内容を深く理解し、リスク判断能力の高い投資家からの資金調達を検討した結果、当社の第一順位の株主である古河電気工業株式会社に対して本普通株式第三者割当を、当社の主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行に対して本優先株式第三者割当を行い、自己資本の充実及び有利子負債の削減を図ることといたしました。

② 株式の希薄化による株主に対する影響

A種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得条項が付されていますが、取得価額及びその下限は平成27年３月31日時点で決定されるため、現時点での最大の希薄化率は確定されませんが、A種優先株式の当初取得価額をA種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年２月６日）における終値（103円）と仮定して、下限取得価額（当初取得価額の50%に相当する額）を計算すると、下限取得価額は51.5円となります。下限取得価額を51.5円とした場合には、当該発行新株の潜在議決権数を発行済株式数に係る議決権で除した議決権の希薄化率は約81.7%となります。また、本優先株式第三者割当と同日付をもって発行を決議された本普通株式第三者割当により、23,809,524株の普通株式が発行され、発行新株に係る議決権数を発行済株式に係る議決権数で除した議決権の希薄化率は約54.1%となります。したがって、上記仮定にたつと、本優先株式第三者割当及び本普通株式第三者割当により、最大135.8%の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社の状況及び財務状況に鑑みれば、本優先株式第三者割当及び本普通株式第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は以下の理由から合理的であると考えております。

① 当社グループは、平成20年３月期以降の毎期の純損失計上により、自己資本が大きく毀損した状態となっております。当社事業を継続し、また中期的な外部環境要因の変化に耐えうる経営体質とするためには、自己資本を大きく充実させ、財務体質の抜本的な改善が必須であること。

② 今回の本優先株式第三者割当及び本普通株式第三者割当増資で調達した資金により、有利子負債の削減ができると判断していること。

③ 相当数の当社普通株式の発行による希薄化に配慮して、A種優先株式から当社普通株式への転換は、発行から一定期間経過後にのみ行われる設計としていること。また、普通株式への転換前の優先株式は議決権を有しないこと。

なお、A種優先株式及び本普通株式の第三者割当は大規模な希薄化を伴うことから、平成24年３月28日開催予定の臨時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂く予定です。また、株主の皆様の意思確認の方法として最も直截的な方法である株主総会でのご承認を頂くため、経営者から独立した者からの第三者意見の聴取は予定しておりません。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項

該当事項はありません。

**15. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の場合の特記事項**

**(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質**

**① 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。**

**② 取得価額の修正基準及び修正頻度**

**a 修正基準**

**時価算定期間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とし、時価算定期間のいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とします。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求がなされた日（同日を含む。）までの間に上記５(4)④に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記５(4)④に準じて当社が適当と判断する値に調整されます。**

**b 修正頻度**

**平成27年９月30日以降、毎年３月末日及び９月末日（但し、同日が営業日でない場合には、その前営業日。）**

**③ 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限**

**a 取得価額の下限**

**当初取得価額である平成27年３月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の50%に相当する額（但し、上記５(4)④に規定する事由が生じた場合、上記５(4)④に準じて調整されるものとします。）**

**b 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限**

**なし**

**④ 当社の決定によるA種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無**

**a 普通株式を対価とする取得条項**

**A種転換請求期間中に取得請求権の行使又は取得条項の発動のなかったA種優先株式の全部（但し、当社によって保有されるものを除く。）を、A種転換請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得します。**

**b 金銭を対価とする取得条項**

**当社は、平成28年４月１日以降いつでも、金銭対価取得日が到来することをもって、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して金銭対価取得日の30営業日以上60営業日前に書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、取得の対象となるA種優先株式が金銭対価取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。また、日本において一般的に公正妥当と認められる会計基準等の適用（当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用を義務づけられたために当該会計基準等を適用する場合であるか、当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用が許容されたため当社が任意に当該会計基準等を適用した場合であるかを問わない。）により、当社が当社の連結財務諸表（連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項に定める財務諸表をいう。）における連結貸借対照表上、又は財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項に定める財務諸表をいう。）における貸借対照表上、A種優先株式を純資産として計上することができなくなった場合にも、同様とします。**

**(2) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由**

**A種優先株式には、いわゆる転換価額修正条項付取得請求権が付されておりますが、当社が上記取得請求権に取得価額修正条項を付したのは、A種優先株式の転換請求権の行使が可能となる時期を平成27年４月１日以降として設計しているところ、約３年後以降の当社普通株式の株価を予測することは困難であることから、年２回の修正基準日において、５(4)③に記載する当該修正基準日における時価の90%に相当する額に修正されるものとしたものです。**

**そのため、A種優先株式は転換価額修正条項が付されておりますが、資本増強を行う事により早急に自己資本を充実し、金融機関からの借入れと自己資本の調達のバランスをとるという目的の下、株式の急激な希薄化を回避しつつ、割当予定先に同意いただける第三者割当増資を行うためには、転換価額修正条項を付して上記のような条件によるA種優先株式の発行を行うことが必要かつ適切なものと判断しております。**

**(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容**

**該当事項はありません。**

**(4) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容**

該当事項はありません。

(5) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

(6) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

16. その他の事項

(1) 資本金の額及び発行済株式総数（平成24年２月７日現在）

資本金の額　　6,146,796,781円

発行済株式総数　普通株式44,278,359株

(2) Ａ種優先株式の発行は、本臨時株主総会においてＡ種優先株式の発行に必要な定款変更議案、平成24年２月７日提出の有価証券届出書に係る第三者割当による普通株式の発行に係る議案、第三者割当によるＡ種優先株式の発行に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係る議案の全てが承認されることを条件としています。